令和６年10月18日

市場関係事業者、市場利用者　各位

金沢市中央卸売市場
市場長　　土　村　誠　二
一般社団法人金沢市中央市場運営協会
会　長　　小　林　哲　昭

入場登録（許可）証のない車両等への対策強化等に関する今後の運用について（通知）

日頃より市場運営にご理解・ご協力を賜り、御礼を申し上げます。

また、４月以降、入場登録証のない車両等への対策強化、及び入場ルールの実験運用・平地駐車場の縮小実験にご協力いただき、改めて感謝を申し上げます。

つきましては、これら取り組みの結果を踏まえ、今後は下記のとおりとしますので、取引先等への周知も含め、引き続きご協力をお願いいたします。

記

１．入場登録がない車両及び長時間にわたり駐車する車両への対策

(1) *繰り返しの指導にも応じない常習違反車両*については、市場関係者と連携して*所有者の情報を収集*し、車両を所有する*会社等に対して指導を実施*する。

(2) 平地駐車場を*トラックの保管場所として不法使用している運送会社*に対しては、トラックの*業務時間外の駐車と乗務員の通勤車両の入場を禁止*する。

〚 ※上記(1)(2)は、入場禁止命令も視野に、弁護士とも相談し実施 〛

２．平地駐車場の縮小実験を踏まえた対策

(1) 縮小実験の結果に加えて違反車両の指導・改善が進めば *約150区画の縮小が可能*と推察され、*約１億円の再整備費用の削減*につながることから、今後の*設計に反映させる*。

(2) カニやミカンの入荷､積雪等に備え､*10月末日をもって縮小実験を一旦終了*する。

３．車両の入場ルールの継続運用

(1) 令和６年６月６日付文書で通知した*車両入場ルール*※の実験運用については、特段の課題も生じていないことから、*11月１日から本格運用に移行*する。

(2) 違反車両には、引き続き注意文書の挟み込み等を継続する。

※ **平地駐車場入場ルール（2024年6月17日～）**

車両掲示物	原則	免除される場合
入場登録証	売買取引を行う業者及び商品を搬出・運搬する車両 （卸、仲卸、発送仲卸、売買参加者、買出人、バイヤー、運送会社等）	産地からの搬入車両（生産者、出荷団体、産地仲買人、運送会社等）
	関連棟に入居する事業者の車両	
一時入場申出書	売買取引に直接関係のない車両（納品、修繕・工事、打ち合わせ（バイヤーを除く）、ごみ・発砲スチロール搬入、氷購入、報道、見学、料理教室参加者等） 必要：午前9時～午後5時 不要：午後5時～翌朝9時	入場目的が判別できる社名塗装等が施された車両
	休市日に限り、急な納入依頼や休場日勤務に対応するため無登録車両で入場する場合	初せり、商店街まつり等で不特定多数の車両が入場する場合や単発イベント等を目的に入場する一般車両
		料理教室等の特定のイベントで「臨時入場証」が発行される場合

金沢市中央卸売市場事務局
TEL 220-2711
金沢市中央市場運営協会事務局
TEL 220-2717